

ビタミンM No.85

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2019年6月号)

<今月のトピックス>

- ・働き方改革～産業医・産業保健機能の強化について
- ・高齢者の雇用確保について

～働き方改革～

産業医・産業保健機能の強化について

今回は働き方改革の中で見逃されがちな「産業医・産業保健機能の強化」について解説します。

産業医の活動環境の整備

- ① 事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。
- ② 事業者は、産業医から受けた勧告の内容を、事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告しなければなりません。

労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱ルールへの推進

- ① 事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければなりません。(努力義務)
- ② 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。
 ▶ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき事業場ごとに策定された「**取扱規程**」により、適切に取り扱う必要があります。

取扱規程に定めるべき項目

(1) 健康情報等を取り扱う目的及び取扱方法	(5) 健康情報等の開示、訂正等の方法
(2) 健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲	(6) 健康情報等の第三者提供の方法
(3) 健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人の同意取得	(7) 事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項
(4) 健康情報等の適正管理の方法	(8) 健康情報等の取扱いに関する苦情処理
	(9) 取扱規程の労働者への周知の方法

※詳しくは厚生労働省の手引きをご確認ください。⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000497966.pdf>

～高齢者の雇用確保について

当社は従業員5人で、そのうちの2人が50代です。
 きちんとした就業規則はないのですが、この2人には60歳以降も働いて欲しいと思っています。
 どうするのがいいでしょうか？



①

はい、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「①定年制の廃止」「②定年の引上げ」「③継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けています。
 まずは①～③のどれにするか検討し、きちんと制度を整えましょう。



②

一般的にはどれを選択する会社が多いのでしょうか？



③

2018年6月1日現在では「継続雇用制度の導入」が79.3%となっており、次いで「定年の引上げ」が18.1%、もっとも少ないのが「定年制の廃止」で2.6%です。
 ただ、今後は15歳～64歳の「生産年齢人口」は年々減少し、人材の確保が難しくなることが予想されますので、在職中の優秀な従業員に少しでも長く働いてもらえるよう、定年延長や定年制の廃止を検討してみてもいいでしょう。



④

そうですね、検討してみます。
 助成金で利用できるものはありますか？



⑤

はい、「65歳以上への定年の引上げ」「定年の定め廃止」「希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を実施すると、『65歳超雇用推進助成金』が利用できます。
 政府は2019年5月15日、70歳までの就業機会確保のため法改正を検討すると公表しました。改正されれば努力義務として取り組まなければならないので、助成金の対象となる制度の導入をお考えであれば、お早めに助成金を利用し制度を整えてみてはいかがでしょうか。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
 また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「<事業所名・お名前・メール配信希望>」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
 ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
 〒561-8510
 大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
 発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
 執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
 FAX: 06-6862-4662
 Mail: kcr@nkgr.co.jp



作成日: 2019.5.17

イラスト協力: WANPUG